

障害者支援施設等における利用状況等調査実施要領（令和8年度4月1日調査）

1 現状

宮城県内の障害者支援施設における施設入所の利用希望者は年々増加傾向にあり、宮城県障害福祉課では、毎年半年に1回、障害者支援施設等における利用状況調査を行い、利用者及び入所希望者の実態の把握を行ってきた。しかし、利用者が複数の施設へ待機申請をかけることも可能であることから、入所希望者が重複して集計されていることが考えられ、その実数の把握が課題となっている。

そのため、名前、生年月日等を各施設から収集し、より実態に即した形で施設の利用状況及び入所希望者状況把握のため、本調査を実施している。

2 調査目的

宮城県内の障害者支援施設等の利用状況及び入所希望者について、各障害者支援施設等から、現利用者数及び入所希望者の個人情報等を収集し、各市町村（県外除く）へ収集した個人情報の精査を依頼することで、その実数及び障害支援区分等の実態を把握し、3年ごとに行われる「宮城県障害福祉計画」の見直しの基礎資料とするもの。

3 調査対象

(1) 対象施設

宮城県において、以下の障害福祉サービスを提供している施設

- ・施設入所支援
- ・療養介護
- ・宿泊型自立訓練
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

(2) 調査項目

様式	項目
利用状況調書（様式1）	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービスの種類・主たる対象とする障害種別・令和8年4月1日現在の利用状況・令和8年4月1日現在の措置児童利用状況・令和8年4月1日現在の障害者のやむを得ない事由による措置者の利用状況

入所希望者状況調書（様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日（年齢） ・性別 ・所在地（市区町村） ・障害の種別 ・障害支援区分 ・入所希望者の状況 ・支給決定元 ・優先順位 ・入所申込年月日
データ精査票（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> ・データ精査後のデータ ・重複者 ・死亡者 ・誤りの有無
元データ票（様式4）	<ul style="list-style-type: none"> ・元データ

（3）調査手法

- ①各障害者支援施設等へ障害福祉課から調査依頼を行う。
- ②各施設では、様式1については施設の利用状況、様式2については入所希望者の状況について記入し、障害福祉課へ回答する。回答はみやぎ電子申請サービスにより行うものとする。
- ③各施設から回答されたデータを県全体のデータとしてとりまとめ、項目ごとに処理し、施設の利用状況及び入所希望者の状況を把握する。
- ④様式2で回答されたデータについて、データの整理、分析に際し、各市町村に対して様式3にてデータの精査を依頼し、重複者、既に死亡している者の削除、また、障害の種別、障害支援区分等の各項目の確認を行う。

（4）基準日

令和8年4月1日

4 データ処理方法

【施設利用状況】

- ・各施設から提出された様式1のデータを、様式5へ転記し、データを取りまとめる。

【入所希望者数状況】

全施設から集まったデータを基に県全体の一覧表を作成した上で、氏名でソートし、下記の項目について抽出、分析する。

- ・重複申込みの実態

- ・サービス種別ごとの入所希望者実数
- ・入所希望者の居住場所（在宅（短期入所含む）、他障害者支援施設等入所、グループホーム入居、医療機関入院）
- ・入所希望者の障害の種別及び障害支援区分
- ・入所希望者の年齢

5 分析結果の提供

分析した結果については、統計処理した後に様式5を宮城県のホームページに公表し、各障害者支援施設等へ送付する。また、様式5～7を県機関及び各市町村へ送付する。

6 データの処分方法

5による統計処理終了後、個人情報を含んだ生データは抹消廃棄する。

7 調査日程

日程	概要
5月8日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象施設へ依頼 各施設において、様式1～2を入力 入力完了次第、みやぎ電子申請サービスの指定回答フォームから障害福祉課へ回答 調査基準日（令和8年4月1日）
5月22日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉課への提出期限 障害福祉課において、施設からの回答内容をチェック
6月9日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村へデータ精査依頼 パスワードがかけられたデータの入ったCD-Rを郵送 各市町村において、様式3を入力 入力完了次第、みやぎ電子申請サービスの指定回答フォームから障害福祉課へ回答
7月6日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉課への提出期限 障害福祉課において、各市町村からの回答内容をチェック
8月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ●調査結果公表 県ホームページ上に公開 各施設、県機関及び各市町村に結果送付

8 個人情報の保護

- 提出いただいた個人情報は、個人情報保護に関する法律に基づき本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱うこととする。
- 入所希望者から情報提供拒否等の意思表示をされている場合については、本人を特定できない情報のみを様式に記載することができるものとする。
- 本調査は、現利用者数及び入所希望者数の実数を把握することで、県内施設の利用状況等の実態を把握することを目的としている。また、次期障害福祉計画を策定するにあたり、障害種別や障害支援区分等ごとのサービスの必要量を把握する必要があるため、個人情報の保護に関する法律に規定される個人情報及び要配慮個人情報を収集するものである。

【調査の流れ】

